

平成22年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成22年12月17日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 植田知孝君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 平井洋一君
産業建設部長 高村吉彦君	水道部長 吉川建君

総務課長	鍬田芳嗣君	監査委員	植宏君
教育委員長	里見大聞君	教育長	片倉照彦君
教育次長	松原伸兆君	会計管理者	東口豪君
選挙管理委員会 事務局長	駒井啓二君	農業委員会 事務局長	小泉義次君

平成22年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月17日（金曜日）

- 開 議（午前10時）
- 委員長報告（報第18号より議第50号及び発議第11号の20議案について）
- 質 疑
- 討 論
- 採 決
- 閉会中の継続審査について
- 議長閉会挨拶
- 町長閉会挨拶
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

- 議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。
- これより本日の会議を開きます。
- 日程に入ります。

委員長報告（報第18号より議第50号及び発議第11号の
20議案について）

- 議長（松本宗弘君） 去る13日の本会議において一括上程されました発議第11号、田原本町住宅リフォーム促進助成条例及び報第18号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告より、議第50号、指定管理者の指定についてまでの20議案については、各所管の委員会に各々付託されておりますので、この際一括議題といたします。

それでは、ただいまより各委員長の報告を求めることにいたします。

厚生環境常任委員会委員長、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

- 5番（古立憲昭君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、厚生環境常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成22年田原本町議会第4回定例会におきまして、厚生環境常任委員会に付託されました議案につき、去る12月15日午前10時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました経過並びに結果について報告申し上げます。

まず、報第18号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告につきましては、今回の補正予算額は250万1,000円の増額で、予算規模は100億7,913万円となります。

補正内容につきましては、歳出、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目予防費、250万1,000円の増額は、新型インフルエンザ対策として、生活保護世帯及び住民税非課税世帯を対象に予防接種料の公費負担でございます。

施行期日の関係上、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年10月15日付けで専決処分されたものであります。

当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、報第20号、平成22年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告につきましては、今回の補正予算額は514万2,000円の減額で、予算規模は33億7,868万7,000円となります。

補正内容につきましては、歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、514万2,000円の減額につきましては、人事院勧告に伴い人件費が減額されたものであります。

補正財源につきましては、繰入金と同額減額されるものであります。

施行日等の関係から、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年11月30日付けで専決処分されたものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、報第22号、平成22年度田原本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告につきましては、今回の補正予算額は766万7,000円の減額で、予算規模は3億5,573万9,000円となります。

補正内容につきましては、歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、766万7,000円の減額は、人事院勧告及び人事配置に伴い人件費が減額されたものであります。

補正財源につきましては、繰入金と同額減額されるものであります。

施行日等の関係から、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年11月30日付けで専決処分されたものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第41号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第6号）につきましては、当委員会所管に係る部分についてご報告申し上げます。

第2表、債務負担行為補正につきましては、老人福祉センターの指定管理に伴います平成23年度から平成25年度までの3年間の指定管理料の限度額を6,840万円と定められるものであります。

歳出、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、2,279万

8, 000円の増額につきましては、保険基盤安定及び財政安定化支援事業費の確定に伴い国民健康保険特別会計への繰出金を増額されるものであります。

同款同項、第2目障害福祉費、1,604万4,000円の増額につきましては、移動支援事業委託料及び更生医療給付金等、いずれも不足が見込まれること及び国庫支出金の確定により増額されるものであります。

次に、同款、第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、700万円の増額につきましては、乳幼児等医療費助成金及び母子医療費助成金について不足が見込まれるため増額されるものであります。

次に、同款同項、第2目児童措置費、989万3,000円の増額につきましては、子ども手当の該当児童数の増に伴い増額されるものであります。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、930万9,000円の増額につきましては、国保中央病院組合負担金で、地方財政措置の拡充により、地方交付税算入の病床単価の引き上げに伴うことにより増額されるものであります。

当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第42号、平成22年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、予算規模に変更はなく歳入区分の変更をされるものであります。

補正内容につきましては、歳入、第9款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、2,279万8,000円の増額は保険基盤安定及び財政安定化支援事業費の確定に伴い、第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税を同額減額し調整されたものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第43号、平成22年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回の補正予算額は306万円の増額で、予算総額は20億7,482万1,000円となります。

補正内容につきましては、歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第2目地域密着型施設整備費、306万円の増額につきましては、地域介護・福祉空間整備等交付金を財源として、スプリンクラー設置の整備を行う275平方メートル未満の

認知症対応型グループホーム2事業所に対して補助されるものであります。

補正財源につきましては、国庫支出金であり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第47号、田原本町自動車駐車場設置条例を廃止する条例につきましては、昭和48年に地域住民の自動車の駐車の手便を図るために設置されましたが、所期の目的を達したことから、現行の条例を平成23年4月1日をもって廃止されるものであります。

今後、地元自治会とも協議し、町有財産の有効活用を図っていくとのことであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第48号、財産の取得につきましては、田原本町清掃工場のバグフィルター式集塵器の修理により交換部品である「ろ布」を、契約金額1,291万5,000円で、大阪市西区京町堀1丁目17番16号 磯村豊水機工株式会社 大阪支店 支店長 山内洋人を契約相手とし、財産取得するものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき購入されるもので、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第49号、指定管理者の指定につきましては、田原本町老人福祉センターの指定管理者に、奈良県橿原市北八木町1丁目1番8号の阪神管理サービス株式会社を指定し、指定の期間を平成23年4月1日から平成26年3月31日までとされるもので、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 産業建設常任委員会委員長、7番、竹邑利文議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） 議長のご指名によりまして、産業建設常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成22年田原本町議会第4回定例会において、当委員会に付託されました議案につき、去る12月15日午後1時から全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求めて、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、報第21号、平成22年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告につきましてご報告申し上げます。

今回の補正額は379万9,000円の減額で、予算規模は16億7,526万7,000円となります。

補正内容といたしましては、人事院勧告並びに人事配置に伴います人件費を減額されるもので、財源につきましては一般会計繰入金であると報告を受けたものであり、採決の結果、可否同数となったため、委員長裁決により原案どおり了承いたしました。

次に、報第23号、平成22年度田原本町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の報告につきましては、収益的勘定で今回の補正予定額は1,045万2,000円の減額で、予算規模は7億9,782万円となります。

補正内容といたしましては、人事院勧告並びに人事配置に伴います人件費を減額されるもので、財源につきましては、営業収益で1,045万2,000円減額されるものであり、採決の結果、可否同数となったため、委員長裁決により原案どおり了承いたしました。

次に、議第41号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第6号）のうち当委員会所管に係る補正予算につきましてご報告申し上げます。

歳出、第5款農林水産業費、第1項農業費、補正額205万4,000円の増額につきまして、第1目農業委員会費、63万1,000円の増額は、農地基本台帳の整備及び改修に伴うもので、第5目農業経営基盤強化促進事業費、142万3,000円の増額は、担い手農業者が購入する農業機械の購入費の一部を助成されるものであり、財源につきましては、すべて県支出金を充当されるものでございます。

また、債務負担行為補正は、旧駅前整備事務所移築等事業であり、軽量鉄骨造2階建ての旧駅前整備事務所を機構の見直しに伴い、水道部の会議室兼倉庫として利用するため移築するものであります。さらに、近畿日本鉄道株式会社より寄付された田原本町165番地の2にある軽量鉄骨造2階建て居宅は空き家となっており、密集市街地にあたるため、不法侵入や火災等の治安面を考慮し、解体するものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第50号、指定管理者の指定につきましては、田原本町ふれあい農園の

指定管理者に、奈良県奈良市大森町57番地の3、奈良県農業協同組合を指定し、指定の期間を平成23年4月1日から平成28年3月31日までとされるもので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき上程されたものであり、当委員会 は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、発議第11号、田原本町住宅リフォーム促進助成条例につきましては、本町に住所を有するものが住宅の改修工事等を行った場合、工事に係る費用の一部を助成することにより住宅の改修を推進し、快適な住環境の整備並びに町内建設産業の振興及び雇用の安定を図ることを目的としたものであるが、当委員会は、特定の業種を振興することは町民の理解を得られないなどの理由で、賛成少数により原案を不承認といたしました。

なお、付託案件外であります。水道部より料金改定に向けて臨時委員会開催の申し出がありました。

内容といたしましては、平成18年10月の料金改定後、社会経済情勢の悪化、各家庭・事業所等の強固なまでの節水意識の向上、節水機器の普及等により給水収益は伸び悩み、平成21年度決算において約2億4,000万円の累積欠損金が生じ、平成22年度においては、さらに欠損金は増える見込みであること。

水道事業会計は独立採算性であり、給水収益で賄うのが基本原則であること。今、料金改定を行わなければ、平成23年度以降、運転資金面に不安を伴い、平成26年度には完全に破綻してしまうため、単年度赤字及び累積欠損金の解消に向け、財政計画を見直し、料金改定案を提出したいとの申し出を当委員会は受けたものであります。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 総務文教常任委員会委員長、8番、辻議員。

（8番 辻 一夫君 登壇）

○8番（辻 一夫君） 議長のご指名によりまして、総務文教常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成22年田原本町議会第4回定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案につき、去る12月15日午後3時より委員会を開催し、全委員出

席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報第19号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告につきましては、今回の補正額は3,886万8,000円の減額で、予算総額は100億4,026万2,000円となります。

補正内容といたしましては、人事院及び奈良県人事委員会の勧告に基づく給与改定に準じ、本町においても職員の給与改正を行われたのと人事配置に伴う過不足等の調整を図られた人件費の減額補正をされたものであります。このほかに早期退職希望の申し出により退職手当負担金の増額をされたものであります。

施行日等の関係から地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年11月30日付けで専決処分されたものであり、当委員会は賛成多数で了承いたしました。

次に、報第24号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、人事院及び奈良県人事委員会の勧告に準じて、本年4月時点における民間給与との較差を解消するための措置として、課長級以上の者で55歳を超える職員の給料表及び管理職手当を1.5パーセント減額され、さらに残った較差分を解消するため、40歳代以上の一定の職員の給料表について、平均0.1パーセントの引き下げと期末・勤勉手当を民間の支給割合に見合うように年間支給月数4.15月から3.95月に0.2月分引き下げられたものであります。

なお、今回の措置は、期末・勤勉手当等の支給基準日である12月1日の前日までに一部改正条例が公布され施行される必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年11月30日付けで専決処分をされたものであり、当委員会は賛成多数で了承いたしました。

次に、報第25号、田原本町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、人事院及び奈良県人事委員会の勧告に準じ、常勤の特別職の職員の期末手当の年間支給月数3.1月から2.95月に0.15月分引き下げられたもので、今回の措置は報第24号と同様に、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年11月30日付けで

専決処分をされたものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第41号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第6号）につきましては、今回の補正予算額は3億7,170万4,000円の増額で、予算総額は104億1,196万6,000円となります。

このうち当委員会所管にかかる補正予算についてご報告申し上げます。

補正内容といたしましては、第2款総務費、3億460万6,000円の増額につきましては、財政調整基金積み立てと知事及び県議会議員選挙費の平成22年度執行分でございます。

なお、補正財源は地方交付税及び県支出金をもって充当されるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第44号、田原本町行政組織条例の一部を改正する条例につきましては、地域の発展と住民福祉の向上を目指し、自立したまちづくりを進めていくために、より簡素で効率的な行政組織・機構の見直しをされ、生活環境部をなくし、上下水道部を設置されるものであります。

現在、生活環境部に所属する環境管理課は産業建設部へ、清掃工場推進室は総務部へ移管されます。また、住民生活課をなくすことにより、住民生活課事務を各課に移管されるものであり、当委員会は賛成多数で了承いたしました。

次に、議第45号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の国際機関等への派遣制度については、人事院規則の一部が改正されたことに伴うもので、現行制度では派遣先機関からの報酬額の多寡にかかわらず、最低でも100分の70の派遣給が保障されることとなっており、派遣職員の給与総額が外務公務員給与を上回る場合であっても調整の余地がないことから、派遣給の支給割合を100分の70未満にも設定できるようにされるものであり、当委員会は賛成多数で了承いたしました。

次に、議第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部が平成21年4月1日より施行され、国家公務員の1週間当たりの勤務時間が40時間から38時間45分（1日当たり7時間45分）に改正されており、地方公務員の勤務条件については、地方公務員法第24

条第5項の規定により、国家公務員等の勤務状況を考慮して定める必要があるため、本町においても国家公務員と同様の勤務条件に改正されるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

なお、町役場閉庁時間も平成23年4月1日から同様に15分短縮される旨の報告を受けました。

次に、付託案件外ではありますが、大阪高等裁判所における平成22年第111号過誤納付金還付請求、固定資産評価審査決定に対する取消請求各控訴事件ではありますが、平成22年11月16日に控訴人の主張を退ける判決が下り、本町が勝訴されました。しかし、控訴人が敗訴したことに不服があるということから、平成22年11月22日に最高裁判所に上告された報告を受けたものでございます。

なお、本件事件の判決には数カ月かかりますが、本町が勝訴したときに支払います弁護士委任委託料成功報酬につきましては、訴訟行為委任契約書に基づき双方間で協議してまいりたい旨の申し出がありました。

また、先の第3回定例会におきまして、電子計算業務の基幹システム共同化について、庁舎で汎用機を所有せずに、住民情報に密接に関連する21業務を対象に共通のシステムを利用する方法により、本町を始め、香芝市・葛城市など7市町で実施する旨の報告があったところでございます。

今回さらに報告があったもので、システム共同化の業者については、日本電気株式会社とし、共同利用方式は奈良県内においては初めてのことであり、また、本町の現時点における21業務にかかるコスト削減の試算について、現システムで要している機器及びソフトの賃借料や保守経費などが、年間概ね約1億円であるが6割近い削減となる見込みであるとの報告を受けました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 唐古・鍵遺跡整備計画検討特別委員会委員長、8番、辻議員。

（8番 辻 一夫君 登壇）

○8番（辻 一夫君） 議長のご指名によりまして、唐古・鍵遺跡整備計画検討特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成22年田原本町議会第4回定例会におきまして、唐古・鍵遺跡整備計画検討

特別委員会に付託されました議案につき、去る12月16日午前10時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

まず、報第26号、財産の取得についての専決処分の報告につきましては、平成22年度の唐古・鍵遺跡公有化事業の用地取得であります。

平成22年11月1日に土地451.52平方メートルを黒松清次氏ほか1名から取得価格1,542万3,200円で取得されたもので、契約時期の関係から地方自治法第179条第1項の規定により同日付けで専決処分をされたものであります。

当委員会は賛成多数で了承いたしました。

なお、付託案件外であります。平成22年度の唐古・鍵遺跡公有化事業の用地取得について、今後用地交渉等で契約時期の関係から、契約成立したときは専決処分により財産を取得したい旨の報告を当委員会は受けたものであります。

以上、当委員会に付託されました議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 清掃工場建設検討特別委員会委員長、12番、小走議員。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） 議長のご指名によりまして、清掃工場建設検討特別委員会を代表いたしまして、付託案件はございませんが現在の進捗状況について報告させていただきます。

平成22年田原本町議会第4回定例会におきまして、清掃工場建設検討事項につき、12月16日午後1時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました。

その経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

去る11月24日、御所市・田原本町一部事務組合設立協議会が御所市で開催され、一部事務組合を設置し、施設建設及び運営コスト等の低減を図り、周辺環境や地球環境の保全に配慮した広域ごみ処理施設の整備・運営を目的とし、維持管理費・運営費等に関しては対等な立場で協議し応分の負担とする内容の基本協定書を平成22年10月25日締結したとの報告を受けたところであります。

協議事項の一部事務組合理約（案）・一部事務組合設立スケジュール（案）・建設スケジュール（案）・経費の負担割合については、建設費は均等割10%、処理量割90%。運営管理経費は処理量割100%とする案などが示されました。

また、地元対策費については、地元協力金1億円は田原本町が負担。環境対策費2億円については、前年処理実績により按分とし、地元対策費は3億円が上限であるとの了承を得たところであります。

次回の一部事務組合設立協議会が1月14日に開催される予定であり、一部事務組合の設立に向けて両市町の協議が整えば臨時議会開催の要請を受けたところであります。

議員各位におかれましては、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

それではただいまから各委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） 議長の許可をいただきましたので、報第24号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について反対の立場で討論に参加をいたします。

先日の12月6日の奈良新聞に、次のような記事が掲載されておりました。

厚生労働省が12月5日までにまとめた賃金改定の実態調査によりますと、2010年中に平均賃金を引き上げた企業の割合は74.1%で、前年と比べて12.4%上昇したとのことであります。2010年中に引き下げた企業は、前年と比べて8.4ポイント低い4.5%にとどまり、賃金改定をしない企業は前年と比べて4.4ポイント低い17.2%のようであります。そして1カ月当たりの平均賃金の改定額は3,672円の引き上げになっているとのことであります。

この調査は常用労働者を100人以上雇っている3,175社を対象に実施した、

と記事に記述しております。

この厚生労働省の実態調査の記事を見て、人事院の勧告は何なのかと考えます。

今回の引き下げの根拠として、民間給与との較差を是正するとしておりますが、先般の私の総括質疑の中で、国民春闘共闘の5,771円、1.86%の引き上げなど、本年度の春闘の状況をご紹介いたしましたけれども、この奈良新聞に掲載されました厚生労働省の調査結果1つをとっても、公務員の基本給の引き下げを導くものとはなっていないと考えます。これらの民間給与との比較を見たときに、かえって引き上げを行うべき状況にあるのではないかと思います。

この本年の人事院の勧告の基本的な方向は、公務員の総人件費2割削減を公約として掲げ、「まず削減ありき」の姿勢に基づく勧告であるとの指摘もなされております。

特に56歳以上の全職員への一律削減は、今後制度化することを意図するものと考えられ、「その職員の職務内容や能力・意欲にかかわらず年齢要件のみで賃下げ」という仕組みが導入されるならば、今後職員の労働意欲の低下を招くのではないかと懸念されます。また、このような賃金の引き下げは、景気が低迷する中、内需拡大に逆行し、地域経済を一層冷え込ませるものになりかねません。

ご存じのように人事院勧告は、公務員の労働基本権の制限に対する代償措置としての役割を持っております。このような勧告を行いつづけるならば、公務員に労働基本権・スト権を与えるべきだという意見が出ているようであります。

しかし、これまでの給与改正法の国会での審議で、厳しい財政事情の中、給与を引き上げることが国民の理解を得られないなどと論議されまして、1998年から12年間で一時金は1.3カ月、平均年間給与は70万9,000円の引き下げになるなど、低い状況に置かれ賃金の抑制を実施してまいりました。

これらの問題が指摘される中、本年度の奈良県の人事委員会の勧告、1.4%、平均年収8万8,000円の引き下げの勧告よりも引き下げ率の多い、国の勧告の引き下げ率1.5%、平均年収9万4,000円の引き下げに準じた給与改定を田原本町は今議会に提案されております。

これまでに田原本町では、主査以上の昇格については、昭和62年以降、試験制度を導入し、経験年数による昇格に伴う昇給は行われなくなりました。また、平成

18年度には給料表の見直しを行い、従来の9級制から7級制に移行し、給料の昇給額の縮減を行い、さらに55歳で昇給の停止などを実施してまいりました。

それらの結果、これまで引き下げを受けてきた国家公務員の給与との比較であるラスパイレスにおいて、既に平成17年度には91.2になっております。これは全国の市の平均97.4、全国の町村の平均93.5よりも下回っております。

今回の改定により本町のラスパイレスは、さらに下がって90.8になるとのことです。退職金につきましても、平成16年度に支給率の引き下げを行い、退職時の特別処遇の廃止も行われました。このように給料も下がり、退職金も下がる、そのような状況が長年続いております。

このままでは職員の皆様の士気に影響するのではないかと私は危惧いたします。それにより、つまるところ行政サービスを受けるべき町民の皆様が影響を被ることにもなりかねません。今後とも税収の確保や、投資的な経費や公債費の抑制、あるいは受益者負担の適正化、入札制度の改善や各種補助金の見直し、生涯学習センターなどの運営の見直しなど、これまでの努力の上に、さらなる見直しを行い、財政の健全化を図るべきだと考えます。

さらに、平成21年度一般会計は4億円あまりの黒字になっております。これまでの措置で人件費の抑制が十二分に達成できたことは、ラスパイレスなどの数字が表しております。財政の改善を理由として、これ以上人件費の削減を行うことはいかがでしょうか。

給与は生活給であります。職員の方々にもそれぞれの生活設計、人生設計があります。そして自分自身の退職後の生活もあります。老後の生活に備えなくてはなりません。職員の平均年収9万4,000円の引き下げ、とりわけ定年間近かの56歳以上の職員の平均年収13万3,152円の引き下げは、今後退職金や年金に跳ね返る分があるだけに大変厳しいものがあります。

私は、今回の引き下げは見送るべきだと考えます。そして、国家公務員並みに、せめて全国の町村の平均並みに給与を引き上げる努力をすべきだと考えます。

以上、今回提案の給与条例改正案には反対いたします。

ちなみに、兵庫県新温泉町の臨時議会は、9月26日、人事院勧告に準じた町職員の給与条例改正案を反対多数で否決いたしました。町職員の給与減額について、

議会内には「人事院勧告をうのみにするのはどうなのか」「下げる必要はない」「地域の実情に合った形にすべき」など、さまざまな反対意見があり、6対8で否決されました。同様に茨城県霞が浦市議会も条例改正案を否決したようでもあります。このような人事院の勧告に基づく給与改定案が否決されることは、これまで全国的にも例がなかったようでもあります。

このように財政事情の厳しいことなどを理由とした公務員の人件費の削減は、私は限界にきているのではないかと思います。

以上です。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは反対討論をさせていただきます。

まず、報第19号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第5号）、報第20号、平成22年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、報第21号、平成22年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、報第22号、平成22年度田原本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、報第23号、平成22年度田原本町水道事業会計補正予算（第1号）、報第24号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について反対をいたします。

これらは職員の給与を引き下げる提案です。9月議会で県の人事委員会の勧告を受けて決定したいと町が説明していたものです。県の勧告は10月6日に出されました。

内容は、1つ目として、公民較差マイナス0.1%を解消するため、月例給（給料月額）の引き下げを改定。

2つ目として、期末手当・勤勉手当、ボーナスの引き下げ、マイナス0.20月分。

3つ目として、メンタルヘルス対策として心身の故障が起こりにくい勤務環境の整備に取り組む。

4つ目として、人材確保と育成、士気向上に向けた取り組みをするなどでした。

メンタルヘルス等の職場環境や人材育成については、積極的に取り組む必要があ

ると考えます。しかし、公民較差は本当でしょうか。

日本経団連が今年の民間ボーナスについて報告しています。今年の夏のボーナスは前年実績比プラス1.51%増、冬のボーナスは前年実績比プラス3.76%増、滋賀銀行は「官公庁は3年連続の減少、民間は3年ぶりに増加、全体で3年連続の減少」と報道しました。

人事委員会は毎年公民較差を是正するために勧告を出されています。去年は去年で調整済みとしたら、今年は公務員の給与を減らすのではなく増額されるのが当然です。このような実態に目をつぶって、人事委員会の勧告を盲目的に実施しなければならぬという本町の姿勢は、本町の職員に必要以上の負担を押しつけるものです。しかも県人事委員会の勧告以上の削減が実施されています。

月例給マイナス0.19%の削減、55歳以上の職員の給与月額と地域手当、期末手当、勤勉手当、すべてにわたって1.5%減額という大幅な削減が含まれています。

理由なく給与を下げると一生懸命に頑張っている職員ほど意欲を失うものです。自分自身に非がないにもかかわらず給与を削減されることほどモチベーションを下げることはありません。本町が町職員を人件費削減の対象としてしか見ていない姿勢、専決処分に反対します。

町は町のために一生懸命働いている町職員を不当な給与削減から守る立場に立つことを求めるものです。

次に報第26号、財産の取得についての専決処分の報告について反対いたします。

今回購入する史跡保存用地は、これまで買収に苦勞されていた土地です。さまざまな要因により買い取りが実現していなかったこれらの土地を買い取ることができるようになった背景には、職員の大変な努力があったと推測します。その努力は大変評価するものです。しかしながら、委員会の中で鑑定評価額を明らかにするように求めたところ、公表はできないと明言されました。

鑑定価格がわからないことから本件財産の取得価格の妥当性を判断できませんので反対いたします。

なお、公園化の中身ですが、審議の中で駐車場をどうするかさえまだ決まっていないこと。また、体験学習コーナーも天候によって左右されるような状況でありま

す。この唐古・鍵の公園化をするに当たって、議員である私もそうですが、住民の皆さんがわくわくするような中身、期待の持てる中身にされることを求めるものです。

次に議第44号、田原本町行政組織条例の一部を改正する条例について反対いたします。

町長肝入りの機構改革の提案です。その理由は住民福祉の向上、下水道事業の公営企業法適用への準備、経費削減と答えられました。さらに詳しく尋ねたところ、下水道事業の公営企業法適用への準備については、今すぐ対応する必要がないことが判明しました。また、住民福祉の向上については、具体的に何も予定していないことが明らかになりました。今回の機構改革の最大で唯一の理由は経費削減であることがはっきりしました。機構改革が目的ということです。

平成19年に最初の機構改革が行われました。そして今回の機構改革です。平成19年の最初の機構改革が深く考えたものではなく、思いつきで実施されたものであったことを物語っています。

町長の自己満足で行われる機構改革によって、職員も住民も翻弄されるだけです。今議会で町長に対して、まず目的があって、その目的を実現するための手段として機構改革が有効である場合は、職員一同力を合わせていくことができる。しかし、今回は目的がない、本末が転倒しているのではないかと質問したところ、360度全分野が目的、できるだけ経費を節減するのは当然、本末転倒というのはわからないという答弁をいただきました。経費削減至上主義の機構改革に反対します。

次に議第45号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について反対いたします。

町から支給される給与の額が100分の70から100分の100以内に変更される提案です。いかにも保障額が増えるような印象を与えますが、100分の70以上を保障するものは何もなく、反対に100分の70以下に引き下げる余地が生じることから本改正に反対いたします。

ただいま指摘しました議案は職員と住民のサービスに絶大な影響を与えます。議員の皆さんの賢明な判断で反対、否決としていただきますよう訴えまして反対討論といたします。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。
9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは賛成討論をさせていただきます。

まず、報第25号、田原本町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について賛成いたします。

常勤特別職の期末手当等の引き下げを行う改正です。そもそも常勤特別職は管理職であり、人事委員会の勧告の対象外です。今議会の議論の中で明らかになったように、住民福祉の向上という目的のために、機構改革まで強行して経費削減を追及されておられる町長が、この高貴な姿勢を貫徹するためには、自らの給与について大幅に削減されるのではないかと期待いたしましたが、残念な内容です。職員には月例給まで減額を強要されておられるのにもかかわらず、自身は月例給には手をつけず、期末手当の一部の減額に抑えておられます。今後、自らの給与に大なたを振るわれることを期待しまして、今回のささやかな減額に賛成いたします。

次に議第41号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第6号）について賛成いたします。

子ども手当予算の追加、989万円が計上されていきました。当初予想していた以上に子ども手当の請求があったと説明がありました。この子ども手当の対象者がだれなのかわからない状態であることが判明しました。言いかえると、子ども手当を受給できるにもかかわらず、手続きをしておられない方がまだおられる可能性があります。審議の中で訴えました申請手続きの励行を求めるPRを引き続き行うよう要望するものです。

また、この補正予算には先の国会で可決されましたヒブワクチン、子どもの肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン等の中身が盛り込まれていません。県は2月にも実施したいという意向を持っておられるようです。この次の3月議会を待たずに田原本町としましても専決処分をしてでも、今年度中から実施されるように対応されるよう求めるものであります。

次に議第47号、田原本町自動車駐車場設置条例を廃止する条例について賛成します。

ふれあいセンター南側の駐車場の条例です。駐車場は行政財産で町が管理してきましたと審議の中で部長が答弁されました。ところが駐車場を利用されている方は、毎月2,000円、駐車場代として支払っていると話しておられます。例えば私が庁舎駐車場で駐車料金を徴収していたら、職員さんは止めに来られると思います。町としては関知していないと開き直るのではなく、駐車場の管理責任者として事実を究明されることが町の仕事です。町民皆さんへの責任です。責任を果たされることを求めます。

ところで、駐車場を借りておられる方に問題はございません。今回行政財産を普通財産に切り替え、正式に地元自治会と賃貸契約を結び、町の収入を図られることが賢明かと判断し、本件条例廃止に賛成いたします。

次に議第49号、指定管理者の指定についてと、議第50号、指定管理者の指定について賛成をします。

指定管理者に業務を委託すると、町として委託している業務について必然的に知識が、そして理解度が浅くなります。うまくいってるだろうと任せっきりになりがちです。雇用状況・利用状況とともに施策への反応など、町として把握に努めることが皆さんの仕事です。任せっぱなしでなく、担当課が常に関心を寄せ、施策全体を評価される体制を築かれることを期待しまして、本件指定管理者への指定に賛成をいたします。

以上です。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 発議第11号、田原本町住宅リフォーム促進助成条例に賛成します。

今、全国あちこちの自治体で住宅リフォーム助成が実施されています。11月29日までに175自治体で実施していることがわかりました。

住宅は古くなれば当然危険な箇所も出てくるし、高齢者になれば日常生活に支障を来すこともあると思います。改築・増築・修繕及び模様替えなどを行うことによ

り、安全で快適な暮らしが得られます。

また、長引く不況の中、町内建設業者の方々も「仕事がなく困っている」とよく聞きます。この改築など住宅リフォームを町内の業者に依頼することで業者の仕事が増え、活気が出てきます。なお、町民の方々も同じ町内の信頼できる業者に依頼ができ、信頼関係ができ、町全体の活性化にもつながります。

「建設業者だけが儲かる」というご意見もあろうかとは思いますが、住民に喜ばれ、地域経済が元気になるように使われたら税金の価値は十分あると思います。本町が改修工事などに要する費用の10%、上限5万円の補助をすることで、町民も業者も潤い、町全体の活性化が見込めるものと確信します。

ぜひこの条例に各議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。

まず、報第18号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第19号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第20号、平成22年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(松本宗弘君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第21号、平成22年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(松本宗弘君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第22号、平成22年度田原本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(松本宗弘君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第23号、平成22年度田原本町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(松本宗弘君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第24号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(松本宗弘君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第25号、田原本町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対

する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第26号、財産の取得についての専決処分報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第41号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第42号、平成22年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第43号、平成22年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第44号、田原本町行政組織条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第45号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第47号、田原本町自動車駐車場設置条例を廃止する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第48号、財産の取得についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第49号、指定管理者の指定についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第50号、指定管理者の指定についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第11号、田原本町住宅リフォーム促進助成条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は否決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は否決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました発議第11号及び報第18号より議第50号までの20議案については、すべて議了いたしました。

閉会中の継続審査について

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。それぞれの委員長より、審査中の事件について閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありますが、これに付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、それぞれ委員長の申し出ど

おり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査に付することにいたします。

以上をもちまして今期定例会の日程はすべて終了いたしました。よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は去る13日に開会し、本日17日までの5日間の長きにわたり、議員各位には終始熱心に慎重にご審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

理事者におかれましては、審議の過程におきまして議員各位から述べられました意見、要望につきましては、町民の声として十分に尊重いただき、今後の町政執行に反映されますようお願いを申し上げます。

さて、今年も残すところわずかとなりましたが、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。皆様におかれましては、何とぞお体をご自愛いただき、希望あふれる新年をご家族お揃いで、健やかに迎えられるようご祈念を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも町勢発展のために、より一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

町 長 閉 会 挨 拶

○議長（松本宗弘君） それでは閉会に当たりまして、町長よりあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のお許しをいただきまして、平成22年田原本町議会第4回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、去る12月13日から本日までの長きにわたりまして、提案させていただきました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り、しかも各議案すべて原案どおりご議決、ご承認及びご同意をいただきましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、会期中に本会議並びに委員会審議を通じまして賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分その意を体しまして、今後の町政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考える次第でございます。

これから本格的な寒さを迎えるわけですが、議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意をいただきまして、輝かしい新春を迎えられますようご祈念を申し上げますとともに、今後とも本町発展のため一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、まことに簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） それではこれにて閉会をいたします。

ありがとうございました。

午前11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 松本宗弘

田原本町議会議員 辻一夫

田原本町議会議員 吉田容工

田原本町議会議員 植田昌孝